

|                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附属機関又は<br>会議の名称 | 令和８年度第１回文京区児童福祉審議会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 開催日時            | 令和８年７月１日 18時32分から 20時07分まで                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 開催場所            | 文京シビックセンター2103、2104 会議室                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事務局<br>(担当課)    | こども未来部こども若者政策課                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 出席者             | <p><b>&lt;文京区児童福祉審議会委員&gt;</b><br/> <b>出席者</b><br/> 遠藤 利彦 委員長、稲垣 美加子 委員、片倉 昭子 委員、上鹿渡 和宏 委員、佐賀 豪 委員、菅原 淳史 委員、春名 英典 委員、古川 大輔 委員、古山 佳子 委員、松田 雄年 委員、山崎 裕之 委員</p> <p><b>オンライン参加者</b><br/> 藤岡 孝志 副委員長、高櫻 綾子 委員、三崎 高治 委員、横堀 昌子 委員</p> <p><b>欠席者</b><br/> 川松 亮 委員</p> <p><b>&lt;区関係者&gt;</b><br/> <b>出席者</b><br/> 多田こども未来部長、栗山児童相談所長（児童相談担当部長）、鈴木こども若者政策課長、日比谷こども若者支援課長、野苺家幼児保育課長、内山こども施設担当課長、石樵こども家庭支援センター所長、佐藤児童相談所副所長（児童相談課長）、新納児童相談援助担当課長</p> <p><b>&lt;傍聴者&gt;</b><br/> 2名</p> |
| 議題              | 1 開 会<br>2 報告事項<br>(1) 令和７年度各部会の開催状況について<br>(2) 令和７年度文京区こどもの意見表明等支援事業の実施状況について<br>(3) 文京区こどもの権利に関する条例の施行及び文京区こどもの権利擁護委員の設置について<br>(4) （仮称）児童福祉施設等審査部会について<br>3 そ の 他<br>4 閉 会                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 配付資料            | 【資料第１号】：令和７年度こどもの権利擁護部会の開催状況<br>【資料第２号】：令和７年度里親部会の開催状況<br>【資料第３号】：令和７年度保育部会の開催状況<br>【資料第４号】：令和７年度児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況<br>【資料第５号】：令和７年度文京区こどもの意見表明等支援事業の実施状況について                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

|  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  | <p>【資料第 6 号】：文京区こどもの権利に関する条例の施行及び文京区こどもの権利擁護委員の設置について</p> <p>【資料第 7 号】：（仮称）児童福祉施設等審査部会について</p> <p>【参考資料 1】：文京区児童福祉審議会委員 名簿</p> <p>【参考資料 2】：文京区児童福祉審議会 区関係部課長 名簿</p> <p>【参考資料 3】：文京区児童福祉審議会条例</p> <p>【参考資料 4】：文京区児童福祉審議会条例施行規則</p> <p>【参考資料 5】：文京区児童福祉審議会部会設置要綱</p> <p>【参考資料 6】：文京区児童福祉審議会の会議運用等</p> <p>【席 上 配 付】：組織改正について</p> |
|--|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

**こども若者政策課長：**本日はお忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、令和8年度第1回文京区児童福祉審議会を開催いたします。

私、児童福祉審議会事務局を担当いたします、こども未来部こども若者政策課長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

開催に当たりまして、本審議会の議事録を作成するため、録音をさせていただきますのでご了承ください。

また、本審議会は、「文京区児童福祉審議会条例施行規則」第2条に基づき、原則公開いたします。

初めに会議の出席状況についてお伝えをいたします。

藤岡副委員長、高櫻委員、三崎委員、横堀委員以上4名がオンライン出席、川松委員が欠席となっております。

本審議会は、「文京区児童福祉審議会条例」第7条により委員の過半数の出席が必要となります。本日の出席委員は委員16人中15人のため、過半数の参加により成立していることを報告いたします。

次に会議資料の確認です。

事前に配付をさせていただいたのが「次第」、「資料第1号」から「資料第7号」、「参考資料1」から「参考資料6」まで、それから席上に配付をさせていただいているのが、「座席表」、「組織改正について」、「資料第6号（差替用）」の3点を席上に置かせていただいております。

資料等不足がある場合は挙手をお願いできればと思いますが、おそろいでしょうか。

最後にマイクについて会場にお越しの委員の皆様をお願いがございます。ご発言がある際は、お手元のマイクをご利用ください。ご発言の前に、お手元のマイクを押してランプが赤く点灯したことを確認いただき、ご発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してマイクの電源をお切りくださいますようお願いいたします。

また、ご発言する際は、初めにお名前をおっしゃってからご発言いただきますようお願いいたします。オンラインの方はご発言する際は手を挙げていただくか、手を挙げるボタンを押して合図をいただきますようお願いいたします。

それでは議事に入る前に、こども未来部長の多田より一言ご挨拶申し上げます。

**こども未来部長：**皆さんこんばんは。こども未来部長の多田でございます。

本日はご多忙の中、令和8年度第1回文京区児童福祉審議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。

開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、お手元に配付しております「組織改正について」をご覧ください。

本年4月より、「こども家庭部」から「こども未来部」へ名称変更をいたしました。同時に、「こども」の表記を漢字から平仮名の「こども」に改めております。これはこども基本法の趣旨を踏まえ、当事者であるこどもたちに分かりやすく伝えるとともに、こどもとその未来を中心に置き、若者世代までを見据えて取り組みを進めていくという、区の明確な姿勢を示すものでございます。

こうした取り組みを進める体制として、部内に「こども若者政策課」と「こども若者支援課」を新設いたしました。

「こども若者政策課」では、こども・若者分野のニーズを広い視点で捉え、子育て支援計画や若者計画等に基づく施策の方向性に則り、適切に進行管理を行うとともに、関

係部署との連携を通じて、施策を着実に推進してまいります。

また、同課の中に「こどもの権利係」を新設し、本年4月より施行した「文京区こどもの権利に関する条例」の普及啓発をはじめ、本審議会やこどもの意見表明等支援事業の事務局を担うなど、こどもの最善の利益の確保に一層努めてまいります。

一方、「こども若者支援課」ですが、中高生向けの施設であるb-1 a bや区内に9つある青少年健全育成会などの業務を担当している教育推進部児童青少年課青少年係を移管するほか、給付事業などのこどもや若者の支援を担い、一人ひとりの状況に応じた直接的な支援を実施してまいります。

最後に、先ほども触れましたが、本年4月より「文京区こどもの権利に関する条例」を施行いたしました。

こどもも大人も、こどもの権利について正しく知り、守っていくため、普及啓発を進めるとともに、10月から文京区こどもの権利擁護委員を設置し、こどもの権利侵害に関する相談支援体制を強化してまいります。

本年度も皆様と忌憚のない意見を交わし、こどもの最善の利益を守る取り組みをともに推進できればと存じます。

何卒よろしくお願いいたします。

**こども若者政策課長：**次に、委員の交代及びこども未来部幹部職員において異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

まずは委員のご紹介です。

古川岳史委員の後任として、今年の4月より委員になりました春名英典委員です。

**春名委員：**皆様こんばんは。小石川医師会から参りました春名と申します。

もともと順天堂で、23年から24年ほど小児科医をやっておりまして、そのあと先輩の後を継いで開業を文京区内でさせていただきましたが、古川先生から私にということでお話がありまして、引き受けさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

**こども若者政策課長：**ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

所属いただく部会は、古川委員が所属していたこどもの権利擁護部会と児童虐待死亡事例等検証部会になります。

どうぞよろしくお願いいたします。

次に、異動のありましたこども未来部幹部職員を紹介いたします。

こども若者支援課長の日比谷光輝です。

**こども若者支援課長：**よろしくお願いいたします。

**こども若者政策課長：**幼児保育課長の野苺家貴之です。

**幼児保育課長：**よろしくお願いいたします。

**こども若者政策課長：**こども施設担当課長の内山真宏です。

**こども施設担当課長：**よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：こども家庭支援センター所長の石樵さゆりです。

こども家庭支援センター所長：よろしくお願いいたします。

こども若者政策課長：それでは、これより議事の進行を遠藤委員長にお願いいたします。

遠藤委員長：皆様こんばんは。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

会議時間につきましては、20 時 30 分閉会を予定しておりますので、皆様、議事進行にご協力をお願いいたします。

まずは令和7年度各部会の開催状況についてです。

「資料第1号」から「資料第4号」の順番で各部会長よりご報告をいただき、ご質問については4部会の報告がすべて終わりましたら、まとめて行いたいと思います。

なお、児童虐待死亡事例等検証部会長の川松委員はご欠席のため、本日は事務局よりご報告をお願いいたします。

まずは、藤岡副委員長よりご報告をお願いいたします。

藤岡副委員長：よろしくお願いいたします。

「資料第1号」についてでございます。所掌事項につきましては、ご覧いただければと思います。開催状況につきましては、回数は5回となっております。

諮問案件につきましては、児童又は保護者の意向と一致しない事例について5件、児童相談所長が必要と認めた事例が1件でございます。解決が特に困難な事例は0件となります。

また、被措置児童等虐待の状況報告につきましては、受理が11件、調査済みが4件となっております。

そのほかの報告事項につきまして、諮問事例の経過報告3件（延べ4回）となっており、33条延長事例が1件となっております。以上が会議あるいはその会議内容のご報告です。

簡潔に私のほうから皆様へお伝えすることとして、まず1つ目は、事務局から各委員に事前に資料が送られてきており、事前質問があれば、それについていただければということを行っております。かなり最近の部会では委員の方々から積極的なご質問を事前にいただいております。事務局としても準備をしっかりとさせていただいた上で、会議で回答いただいていることでもございまして、審議が非常に速やかに進みかつ深めることができるということが1つ目でございます。

それから2つ目でございますが、28条適用の適否だけではなく、その適否に絡める形で附帯事項を大体毎回の事案につきまして、委員の方々から出た意見をまとめさせていただいているので、これについても非常に丁寧な対応を事務局含めて、いただいているのではないかと思います。

最後に3つ目でございますが、先ほど申し上げた28条あるいは33条の適否だけではなく、ケース一つ一つの方針につきまして、委員の方々からご意見をいただいております。日頃の児童相談所あるいはこども家庭支援センター等を含めての対応の具体的なケース進行についても力を入れられているのではないかと考えております。

そういう意味で、諮問事例の経過報告につきまして、3件（延べ4回）ということで、

そのような対応をさせていただいているということでございます。

こどもの権利擁護部会の報告は以上になります。

**遠藤委員長：**藤岡副委員長どうもありがとうございました。それでは横堀委員からよろしくお願いいたします。

**横堀委員：**里親部会の部会長をしております、横堀でございます。

令和7年度里親部会の開催状況につきまして、私からご報告をいたします。

「資料第2号」をご覧ください。

本部会の所掌事項は項番1のとおりです。区が里親を認定する際に区から諮問を受けて、その内容を審議し、答申を行っております。

次に項番2の開催状況です。令和7年度は2回開催いたしました。

(2)の諮問事項の「ア 里親の認定」につきましては、6件の諮問がありましたので、部会員の方々と検討しました。それぞれ委員の立場や知見を生かしたご意見を頂戴し、事務局からも随時の応答をいただきましたことに感謝をしております。

里親申請者の状況や申請に至る動機、生活歴などは多様であります。里親さんにはこどもの安心・安全な養育環境を、児童相談所、支援者と連携したチーム養育の体制の中で、ともにつくっていただく責任と必要が生じてまいります。

そこで、児童相談所やフォスタリング機関による調査を踏まえ、里親申請者の各家庭についてまとめられた申請書記載内容に加え、実際の面接や訪問時アセスメントなどの状況をお聞きしながら、養育を想定した場合の要点につき、具体的に確認し審議をさせていただきました。

申請者自身がこどもを養育したいという願望のレベルに留まらず、社会的養護を必要とするこどもの養育であることへの理解や心構えを持てているか、養育者としての心身の安定を持てているか、家庭環境や社会生活の状況は養育に適しているか、こどもの委託にあたってご夫婦・家族で協力できそうか、委託児童のニーズに応えるために必要なことについて関係者と対話したり、調整したりしていく協働関係構築の姿勢を持っていたり、心配な点や留意点がどのようにあるかなどを確認していききました。

そのような協議の後、必要に応じ個別の附帯意見をお付けした上で、諮問された全てのご家庭におきまして「適当」であると答申いたしました。

その内訳としましては、養子縁組を目的としないでこどもを一定期間養育する養育里親が2件、養子縁組を目的としてこどもを養育する養子縁組里親が4件でありました。

なお、養子縁組里親と養育里親の二重登録を希望する2家庭をそれぞれ1件ずつとして計上しておりますので、4家庭に対して里親の認定を行ったことになります。

「イ 里親への登録の更新又は継続等に関する事項」については、0件でした。

最後に、(3)の報告事項についてです。

里親登録の更新件数と里親登録家庭数について、報告を受けました。

児童相談所が設置され、2年目の年度を迎えられています。里親制度に関わる昨年度の取り組みや関連業務から捉えられた気づきを踏まえ、引き続き家庭養育を必要とするこどもの養育環境としての里親の開拓や育成、マッチング、委託、養育支援、自立支援、実子や養育者を含む家庭全体への支援などについて、今年度も、丁寧、より包括的に取り組んでいただければと思います。

また、特に里親登録者となられた家庭につきましては、そのご家庭の強みや期待はもとより、部会の審議の際に確認をさせていただきました点、中でも特に留意点につつま

して、現場レベルで共有し、引き継いでいただき、以後のマッチングや支援に生かしていただければありがたいと思います。

里親部会の報告は以上です。ありがとうございました。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございました。

それでは保育部会の部会長を私がさせていただいておりますので、私から保育部会の開催状況について、ご報告申し上げます。

「資料第3号」をご覧ください。

本部会の所掌事項は項番1のとおり、区が保育所や乳児等通園支援事業の認可などをする際に、区から諮問を受けてその内容を審議し、答申を行います。

次に項番2の開催状況ですが、1回開催いたしました。

(2)の諮問事項につきましては、まず「ア 保育所の設置認可」について、4件諮問いただきまして、4園とも「適当」と答申いたしました。

本件につきましては、施設等に変更はなく子会社化による設置者の変更のため、保育所の着手前に認可基準への適合状況について確認する「計画承認」と開所前に再度認可基準への適合状況を確認する「認可」を同時に行いました。

続いて、新たに保育部会の所掌事項として追加されました「イ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の認可につきまして、保育所や幼稚園などの計18件について諮問いただき、すべての事業者において「適当」と答申しました。

ただ、これらの審議に当たりましては、委員の先生からご意見をいただきまして、イのリストの中で申し上げますと、最後に1件だけ附帯意見付き適当となっているものがあるかと思いますが、こちらにつきましては0歳と異年齢1、2歳児の保育が同一時間帯の同スペースの中で行われるということで、安全性等に問題がないか確認する必要があるだろうというご意見をいただきました。

さらには、人員の配置や看護師の配置に関してどのようになっているのか、そこを確認する必要があるだろうというご意見を頂戴したので、速やかに園のほうに確認いたしまして、結果として人員等の配置に関しては問題がなく、ただし、その0歳児と異年齢のこどもを同時に同じ場所で保育をするということに関しては、少し問題があるかもしれないということで、結果的には0歳児の受け入れをやめ、1、2歳児だけの受け入れということで、結果的に「適当」と判断した次第でございます。

最後に、ウからオの施設に係る事業停止命令や閉鎖命令につきましては、案件はございませんでした。

報告は以上となります。

それでは次に事務局からご説明いただきたいと思います。

**こども若者政策課長：**それでは「資料第4-1号」をご覧ください。

令和7年度の児童虐待死亡事例等検証部会の開催状況について、ご説明をいたします。

まず、項番1の所掌事項ですが、虐待による児童の死亡事例や重大な児童虐待事例などについて分析を行い、その分析に基づいて、今後の死亡事故や児童虐待の予防などに役立てるため、調査研究と検証を行うものでございます。

次に、項番2の開催状況ですが、1回開催いたしました。

(2)の開催内容につきましては、前回の1月の親会でご報告いたしましたとおりで、変更はございませんけれども、「ア 審議事項」として、「資料第4-2号」のとおり、本区において死亡事例や重篤な事例などが発生した際に、本部会で検証の要否を判断す

る指標となる「文京区検証実施基準」を作成いたしました。

また、「イ 報告事項」のとおり、本区において虐待ではありませんが、事故による死亡事例について報告を行い、今後の事故防止策などの助言をいただきました。

ご報告は以上でございます。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございました。

「資料第1号」から「資料第4号」について、ご説明及びご報告いただきました。ご報告いただいた内容につきまして、ご質問等ございましたら、会場にいらっしゃる委員その後、オンラインでご出席の委員の順番でご発言をお願いいたします。

なお、本審議会は公開のため、個人情報等が特定されるようなご質問はお控えいただくようお願いいたします。

ご報告ということで特に質問等ないようですので、それでは次の報告事項に移ります。事務局より「資料第5号」について、ご説明をお願いいたします。

**こども若者政策課長：**それでは「資料第5号」をご覧ください。

令和7年度文京区こどもの意見表明等支援事業の実施状況について、ご説明いたします。

まず、項番1の実施状況でございますが、一時保護所で行っているものでございます。

第1火曜日及び第3金曜日の14時から17時まで、こどもの意見表明等支援員の合計10名が定期訪問を行っております。

活動の流れにつきましては、①から③までの記載のとおりでございます。

実績につきましては令和7年度とありますが、前回のご報告のとおり、令和7年10月から開催のため、半年分の実績となっております。

意見表明等支援員の訪問人数ですが延べ29名、面接を行った児童数は延べ31名、意見表明の件数としては25件となっております。

こどもへの周知に関することを記載しております。入所いただいたときに、児童相談所の職員からリーフレットを使った説明、それから意見表明等支援員の顔写真等が入ったポスター等を所内に掲示をしているほか、意見表明等支援員からリーフレットや紙芝居を用いて分かりやすく事業説明を行い、理解促進を図ったところでございます。

裏面をご覧ください。項番2、表明された意見への対応状況でございます。

個人情報が特定されない範囲で対応例として主に4点挙げさせていただいております。

対応例①につきましては、「スマホを使って友達と話したい」という意見がありまして、対応については記載のとおりでございます。本人の気持ちを聞いて、一時保護所内で使用できない理由について説明を行ったところでございます。

対応例②につきましては、「入所した理由を忘れてしまった」という意見がありましたので、対応として、意見表明等支援員同席のもと担当児童福祉司が再度説明を行ったところでございます。

対応例③につきましては、「早く家に帰りたい」という意見がありましたので、対応として、担当の職員が面接をして入所に至った経緯を再度確認、それから現在不安に思っていることや希望したいこと等を聞き取ったところでございます。

対応例④につきましては、「学校に行きたい」という意見がありましたので、対応として、担当職員が面接をして本人の意向を再度確認し、保護者や学校と調整をして登校を開始したという対応をしたところでございます。

今後の予定等でございます。項番3の(1)でございますが、現在月に2回の定期訪

問を行っておりますが、本審議会でも様々なご意見をいただき、それから意見表明等支援員等の意見も伺ったところ、週1回にこれから回数を増加させていただく予定でございます。

こちらは本年の10月から毎週水曜日に実施をする予定でございます。

それから(2)として、里親家庭への周知啓発活動といったことも、今後行っていく予定でございます。

説明は以上でございます。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございました。

事務局より「資料第5号」についてご説明いただきました。ご説明いただいた内容につきまして、ご質問やご意見等ございましたら、会場にいらっしゃる委員、そしてオンラインでご出席の委員の順番でご発言をお願いいたします。

**上鹿渡委員：**やっていらっしゃる方のご意見も聞いて、回数が増えたほうが良いとのこと、週1回に増加してくださって、とても良かったと思いました。

あとは回数を増加したことで、一時保護所内で職員の方がさらにこどもの声を聴くなど、そのような影響もあったりするのかなと思うのですが、そのようなことはあったのでしょうか。

一時保護所内で回数を増やそうということは、おそらくとても良かったということがあったかと思いますが、そのような話があたり、独自で何か取組み出されたことがあるかもしれないと思ひまして、あれば教えて欲しいと思ひます。

**こども若者政策課長：**ご質問ありがとうございます。

今年の10月から、週1回に回数を増やすということですが、親会でも様々ご議論がありました。それから意見表明等支援員の皆様から、どうしても2ヶ月に1回ぐらいしか順番が回ってこないことや、経験が積み上がっていかないという課題があったため、週1回にさせていただきました。

一方で、当然受け入れをする児童相談所の負担もございまして、調整に少しお時間をいただいたのですが、児童相談所長以下、快く受け入れていただいて、よりこどもの意見が表明できる機会、ぜひやろうということでこのような形にまとまりました。

また、10月から意見表明等支援員も知識が蓄積され、こどもたちももっと意見が言いやすいような環境になってくると思ひますが、またどういった変化があったかについては、来年1月の2回目の親会で詳しくご説明させていただければと思ひます。

**遠藤委員長：**他にいかがでしょうか。

**片倉委員：**対応例の①から③までの対応を行って、その一人ひとりのこどもがどのような反応で、どう納得したのか納得していないのか様子を伺わせていただければと思ひます。

**こども若者政策課長：**ご質問ありがとうございます。

具体的には、今回少しばかりして、特に多かった意見やよくある意見を例に挙げさせていただきましたが、概ねこどもたちはこれを聞いて、日頃から少し悶々として、生活をしていたところが、こういったことを意見表明等支援員に打ち明けられて、そこから当然本人の了解を取って、児童相談所の職員にこういった対応をやっていただいたところ

で、本人は納得いったというところで生活にも大きくプラスに影響が働いたと考えております。

**片倉委員：**例えばスマホのことについては、本人の希望は通らなかったわけです。そこら辺はどのように納得したのかと思いました。

**児童相談所長：**ご質問ありがとうございます。

こどもたちは意見表明等支援員とだけ話すことではなく、一時保護所の中でも意見表明する機会を設けておりまして、定期的に「こども会議」を開催し、温かい雰囲気の中意見を出し合っています。その中、ルールの変更など様々な提案がされます。

それを今度は「こどもサミット」に出して提案していきます。このような保護所内の権利擁護の仕組みと、意見箱をどこかに置くか検討を重ね、現在、各居室に置いています。

意見箱に投函すると、一時保護所とは異なる管理係の職員が回収し、こっそり私のところに出してもらうという流れになっています。食堂やみんなの目に届く所に意見箱を置くと入れたところを見られたりすることもあり、そのような意見箱の仕組みや、意見聴取の仕組みは、入所のときは必ずこどもたちに説明しております。

特に今多いのがスマホの問題でございます。文京区では起きていないのですが、スマホのトラブルがありまして、スマホを隠し持っていて、保護所にいることをグループLINEで友達に送ると、その子たちが一斉に児童相談所に押し寄せたりなど、そのようなデメリットもあるので、その怖さがあるということをこどもたちと一緒に話し合っていきます。

意見表明等支援員に出す意見と我々にぶつけてくる意見が一致するものもあれば、それぞれこどもたちが使い分けて言ってくれることもあり、様々な意見表明の機会を、児童相談所のほかにもつくっていただいていることは、非常にありがたいと思っております。

**遠藤委員長：**他にいかがでしょうか。

**山崎委員：**意見表明等支援員についてお伺いしたいのですが、前回の話で、弁護士がやっていらっしゃるというお話を伺いましたが、その後弁護士以外の方をお願いする予定があるのかということと、もう1点その意見表明等支援員がこどもに意見を聞いて、意見表明等支援員自身がどう思っているのか、アンケートであるなどそういったものがあるのかどうかについて教えてください。

**こども若者政策課長：**ご質問ありがとうございます。

前回、弁護士10名という理由について説明をさせていただきましたけれども、将来的には様々な職種ということもあろうかと思いますが、しっかり研修を受けていただいて、ものすごく意欲を持ってこの職務に当たっていただいておりますので、当面の間は弁護士10名だけで運営をしていきたいと思っております。

意見表明等支援員については、正式なアンケートは取っておりませんが、毎回終わった後に意見表明等支援員3名と事務局の職員、あとは意見表明等支援員をアドバイスするアドバイザーと意見交換を行っておりますので、そのような場で日々意見表明等支援員の声を伺っております。

こどもの対応によっては、悩まれるケースや課題も多少あったりもするのかもしれませんが、日々意欲的に取り組んでいただいております。

**遠藤委員長：**他にいかがでしょうか。

**稲垣委員：**対応例をつけていただいたので、とても分かりやすかったかと思いますが、案件がたまってきたところで、事例検討で知見の検証をしていくことも必要ではないかと思います。

こどもたちはこうした意見表明をした際、あるいは特に 28 条の行使をされた際のなぜ自分がこういうことになったのか、資料では忘れてしまったと書かれていますが、中にはそのときはよく分からなかったというこどももいるかと思います。

こうした場合には、別件でこどもたちが意見表明をしてくる可能性もあり、事後の説明のところで齟齬がありますとおり、こどもの納得に届かない過程が繰り返されることはこどもたちのストレスになり、また対処しなければいけない事案になってくるかと思っていますので、ぜひこうしたケースが蓄積されたところで傾向別に検証の機会を持っていただければと思います。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございます。何かございますか。

**こども若者政策課長：**ご提案ありがとうございます。

定期的に月 2 回、意見表明等支援事業に経験のあるアドバイザー、意見表明等支援員及び事務局で、毎回終わった後に反省会等を行っております。

また、年に 2 回程度、意見表明等支援員 10 名とアドバイザーとの意見交換も行っておりますので、そういった際に事例検討も含める形で検討したいと思っております。

ありがとうございます。

**遠藤委員長：**貴重なご意見ありがとうございます。他にいかがでございましょうか。オンラインでご参加の委員の方、何かございますでしょうか。横堀先生よろしくお願いいたします。

**横堀委員：**もうすでにお出しくださった意見の中に含まれているのですが、一時保護所の生活の中で、日常的に一番近い職員の方にこどもたちが本音に近いことを言えることは、やはり第一かと思わされております。

それから、稲垣委員も発言がありましたように、例えば、担当福祉司から適切に説明を受けているが、気持ちがゆらゆらするところを受けとめて欲しい、分かったふりをしただけでも、全然分からないということを言いたい、気持ちがついていけないことを知ってほしいなど、結果として心の揺れ動きを受けとめてもらう体験となるのがこどもにとって尊いだろうと思います。そこで、いろいろな事例を積み上げ、振り返っていくことが関係する大人たちにとっても、学びになることと思わされております。

それと、質問です。区外の児童福祉施設に入所しているこどもや、里親家庭に委託になっているこどもにも、先々このようなアドボカシー活動を始めていかれる方向性あつての周知啓発と理解してよろしいのでしょうか。

段階を踏んで育てていく事業だと思っておりますので、この先を見据えて、できることから積んでいただければありがたいと思っております。

以上です。

**遠藤委員長：**よろしくお願いいたします。

**こども若者政策課長：**ご意見ありがとうございます。

いただいた意見は、児童相談所の職員にも共有させていただいて、児童相談所の一時保護所の児童にとってよりよい生活が送れるように、この事業を発展させていきたいと考えております。

また、最後の里親家庭の周知啓発活動も、今後社会的養護の枠組みの中で、しっかり意見を聴くということは、この事業の本質でもございますので、まずは、この10月から更に拡大するところで、またいろいろと見えてくる課題もあると思いますが、その先のこの里親での活動についても、まずは周知をしっかりと取り組んで、最終的には里親家庭のこどもにもしっかりと意見が聴けるような体制にしていきたいと考えております。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

**上鹿渡委員：**先ほど、児童相談所長から出ていた話がとても興味深くお聞きしたいのですが、部屋ごとに出せる意見箱があって、別の人が回収して持ってくるという素晴らしい方法で実施していると思いました。

これはどういう観点でできたのか、こどもから出た意見なのか、児童相談所の方が気付いてそういうことができたのか、しようと思ってもなかなかできないかと思ったのですが、まずはその点を教えていただきたいのと、それと「こども会議」と「こどもサミット」と先ほどおっしゃっていたのですが、こどもの声を一番身近な方が聴くシステムをつくられているのだと思います。

その辺り、どのようにされているのか教えてください。

**児童相談所長：**ありがとうございます。

こういった意見表明や「こども会議」などが活性化してくると、意見箱に入らなくなります。

それは一時保護所の運営側からすると、それだけこどもの声を拾っているから意見箱へ繋がらないということ、一般的に施設の方も言うときがあるのですが、やはり意見箱は特別なツールであるということは、必ず入所するときにお伝えをしています。

開設当初は、ルールに関することが時々入っていたり、「登校したい」、「メガネをつくりたい」など、そういう素朴な意見が入ってきたのですが、「こども会議」などで職員と話せるという経験から、今段々と意見箱が少なくなってきました。

それはそれで少し違うということ、必ず職員にも声をかけて、意見箱という違うツールはしっかりとあるということ、諦めないで説明して欲しいということをお伝えしています。

それで、意見表明の事業などのいろいろなツールというのは、それぞれの場面でこどもは使い分けてきます。意見表明等支援員に、事実の開示をするときもあります。例えば、「保護所の中で嫌なことがあったのだよ」というように。また、今、感じていることをそのまま言葉で表現する感情の表出もあります。3つ目は、夢やメルヘンも含めた表出もします。

それを真に受けてしまうと大変なことを表出したことになりますが、これはどこのレベルなのかということを改めて検証しながら、これは事実の表出なのか、それとも感情がそう言わせているのかなど、丁寧に見極めていかなければいけないと思います。

それは計算式があって、どこかに入れるとこれはこうで、大丈夫ですとはならないのですが、こどもと向き合う原点に返っていく必要があると思います。

だから様々な機会をこどもたちと一緒に、それでこのようなこと言われてしまったと思わないでと、職員には言っていて、こういうことをこどもは現に思っているということを、また一緒に考えようと今組み立てているところでございます。

**児童相談所副所長：**1つ補足で申し上げますと、意見箱の設置場所に関して、本区の児童相談所を開設する前に、様々な他自治体の児童相談所に視察やヒアリングをしたときに、場所の事例として割と多かったのは、こどもたちの生活の中の皆が見える、踊り場のような所に意見箱があり、「そこにいつでも入れられるよ」と言われていますが、こどもがこっそりと入れようとすると、周りのこどもや大人の目があり、なかなか入れにくいという点がとても気になっておりました。

自分の中の意見だからこそ、自分のプライベートな場所にある意見箱に入れたいだろうと職員たちともいろいろ勘案し、居室に置かせていただきました。

もう1つは、こどもたちからの大切な意見なので、普段から関わりのある児童福祉司と児童心理司は、直接にタッチしないようにするということを、所長とともに検討しまして、私ども児童相談所の所属の事務職が、客観的な立場として、その意見を箱から鍵を開けて預かり、それを所長に直接渡すという事務フローも、準備段階で知恵を出しまして、それらの流れが一番こどもにとって率直な意見が出しやすいのではと工夫を見せた部分でございます。

**上鹿渡委員：**ありがとうございます。

こどもの声をととても大事に扱っていることが分かるやり方で、それが先ほどおっしゃっていた、こどもがいろいろな方法で声を出せるというところの1つであればいいと思いました。

それと、「こどもサミット」と「こども会議」は、レベルが違うものなののでしょうか。

**児童相談所所長：**「こども会議」は、リラックスをしてお菓子をおやつの時間以外に食べながら、意見を出し合い、これは「こどもサミット」に出して職員と一緒に考えていこうという、そして周りにいた職員がこれは「こどもサミット」に出して、職員と一緒に考えてという形で段階を追って、それを月に1回ずつやっているの、月2回そのような意見を出し合うことができる場所です。

運営がペースに乗ってくると、こどもたちがルールをそんなにつくるのはやめようと言っているのですが、そのルールの理屈を話してくれるようになったり、これはこうだよと諭してくれたりなどして、先輩入所児が入所間際の利用者の方に、諭してもらう場面も出てきたという報告を職員から受けております。

**上鹿渡委員：**ありがとうございます。

**遠藤委員長：**大変きめ細やかにいろいろな工夫をしていただけていることが分かりました。

**古川委員：**月に2回、3時間を10月から3月まで、体制としては弁護士が3名で行っていらっしゃる。それでどうなったかという31名という形で、そうすると1回の訪問あたりでいくと回数的にどうなのかと思います。

**遠藤委員長：**よろしくお願いします。

**児童相談所長：**お店を開けばこどもが寄ってくるというのではなく、面接の回数はこれだけですが、こどもたちと一緒にカードゲームをするなど、遊びの中に入ってもらう時間もあります。

面接室に弁護士がいるから相談行っておいでという流れではなく、遊びの中からその話について一緒に話そうかという、ある意味拾っていくような仕組みをつくっていただいています。

こどもたちに、権利があって話せるということは、経験やトレーニングを地道に積んでいかなければいけないところもあるので、事務局が紙芝居を作成したり様々な仕掛けをつくってこどもたちを引き寄せるという作業を一緒に行っています。

10月から意見表明等支援事業を導入したのは、開所して半年は自分たちである程度、児童相談所と一時保護所をつくっていく時間をいただいて、それで10月から外部の方に評価も含めて入れていこうという、いわゆる滑走路の時間をつけて、半年間お時間いただきながらつくらせていただいたという経過があります。

**こども若者政策課長：**児童相談所長の話のとおりで、今年の10月から週1回にしますが、これまではこの1年間、毎月2回でした。

これは親会で出た意見や、意見表明等支援員からももっと回数を増やしたいという意見が出たのですが、我々の推測としては、こどもたちにも月2回であると、この意見表明等支援事業がなかなか浸透していないのかという部分もありまして、そういった部分も訪問をして、意見表明等支援員に話したいという声がなかったのではないかと推測した点から、事務局としても毎週にすると、もっとこどもたちにもこの制度を理解していただけると考え、今後変更するものです。

**古川委員：**意見表明等支援事業は法定化されて、権利を保護するためという趣旨は、前回伺いさせていただいたところではあるのですが、どちらかというと実効性の面をもう少しやられたらどうかと思います。

具体的に言うと、この制度の趣旨からして、児童相談所のほうがパワーを持ってしまいうから、ある意味牽制構造を持たせるというような法の趣旨もあるかと思います。

なので、それを聴く人が弁護士で、どちらかというとボランティアにやられている方も多いと思うのですが、高コストな体制で臨むよりは、もう少し要はレポートラインの違う方々が話を聴けるというその数を増やしたほうが、私はその法の趣旨を果たす上で合理的と感じています。

こどもたちの話を聴く専門家ではない、当然権利を擁護する専門家ではあるかもしれませんが、どちらかというと話を聞く部分については、弁護士でない方でも十分で、その意見を聴いた上で、弁護士を含め法的な判断や専門家の先生方を含め法的な判断をする機会があればいい訳であって、現場で弁護士さんが入るというのは、制度の趣旨と体制面に、前回から少し違和感を覚えていました。

**こども若者政策課長：**ご意見ありがとうございます。前回は古川委員からいただいた意見でございます。

他の自治体では、弁護士以外の方もこのアドボカシーをやっている自治体も当然ありますが、文京区では弁護士 10 名で始めさせていただきました。

まだ 1 年経過しておらず、これから週 1 回に回数を増やしていきますので、まずはそこでこういった状況になっていくのか、意見表明等支援員がどう変化していくのか、事務局がどう変わっていくのか、こどもがどう変わっていくのかという部分も見定めながら、古川委員のご意見も大変貴重ですので、他の自治体の事例も参考にしながら、当面は弁護士 10 名で、今一生懸命頑張らせていただいております、研修もたくさん受けていただいて、アドバイザーの助言もいただきながら日々アップデートをしておりますので、当面はこの体制でやらせていただきますが、その先は、委員のご意見を参考に日々改善をしていきたいと考えております。

ありがとうございます。

**遠藤委員長：**よろしくお願いいたします。

**稲垣委員：**いろいろな意見があって、良い仕組みになっていくといいと思いますが、私はまだこの制度自体が全国で走り始めたばかりなので、いろいろな人が関わっているリスクはあちこちで聞きます。

先程からやり取りがあるように、こどもたちは最初から意見表明の主体になれるわけではありません。

いろいろな所で聴いてもらえることによって、感情表出があったり、あるいは夢を語ったり、あるいはこどもたちは精神的にとっても傷ついているので、自分が体験したことを客観的に語るようになるのには時間が必要であったりと、その語り方を学んでいく、意見表明をする一步手前のプロセスから始めていかないと、この事業は上手くいかないとも言われています。

もう一方で、このアドボケイトにおいては「代弁」をしてはいけない。この「代弁」とは権利擁護ということではなく、大人の言葉で別の意味に変えてはいけないということです。

でも実はこれはとても難しいことです。私のような長くソーシャルワークに関わる人間でも、ついこどものことを思うと、これはこう言い換えたほうがこどもの権利は守られるという思いが働いたときに、ありのままのこどもの言葉で語るのは本当に難しいです。

我が国においては、残念ながら我々こども家庭福祉に関わる人間がこのトレーニングを受けてきていません。

だから先ほど、古川委員がもっとこどもの話を聴ける人にとおっしゃったけれども、多分ないです。

むしろ弁護士のほうが、法的な制約がかかっている、あるいはこれまでの司法の領域の中で、意見を言う人がどのようなプロセスでどう言ったらよいのかということ、いろいろな事件等を通じて知っていらっしゃる知見に学びながら、徐々に取り組みを進めていくことが肝要かと思います。それに我々も持っている社会福祉、ソーシャルワーク、あるいは心理学、カウンセリングなどの知見を重ね合わせて、どのような環境とプロセスをつくっていけば、こどもたちが主体的になっていくことを支えられるのか、そこでありのままのこどもたちの声を聴くことができるのか検討していくことが必要だと考え

ます。

そしてもう1点、先ほど児童相談所長のご説明もあって大事だと思うことは、そこで子どもたちは自分のありのままの声を聴いてもらうことによって、自分で自分のことを考えたり、あるいは周りの人のありのままの声を聞くことができるようになって、更にそこから妥当な取捨選択をする力をつけていきます。

子どもたちにとって一番大事なのは、今の時点で意見を言えるということもありますが、支援の手を離れて1人になったときも、自分を大切に自分の声を上げていく、必要に応じて社会にSOSを言うことができるようになっていくためにも、ツールというのはたくさん体験できることが必要だと思います。

先ほどの意見箱についても子どもたちはいろいろな意見の言い方や伝え方を体験し、そしてそれを一旦聴いてもらう体験が大事になってきます。この後に出てくる区の条例の中にもありますが、最初はありのままに聴いて、どんな曖昧な書き方であっても、どんなことであっても、まずは言うことや書くことを受けとめてもらって、でもそれをどう言ったり、どう変えたら届くのかということを意見箱などで練習していきます。

この意見表明は本当に私たちもまだ学び始めたばかりです。

こどもの権利条約を批准してから40年も経っているのに何を言っているのだと言われそうなのですが、やはり我々は大人としてこどもの権利を守るということは一生懸命やってきましたが、こどもの能動性を育みながら、こどもの声を聞く経験値が余りにも少なかったので、この点に関しては今の文京区の手法は、私は妥当でむしろ学びたいと思います。

他の自治体でも同じような仕事をしているので、意見箱の設置の仕方を他の自治体の経験値から学んだとおっしゃっており、良い部分を参照していただいて良かったと思いますが、私も区のやり方から学ばせていただきながら、また他の所でも知見を広げられればと思っています。

**遠藤委員長：**貴重なご意見どうもありがとうございました。他にいかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

**佐賀委員：**私も古川委員と同じく、アドボケイトは弁護士ではないほうがよいかという意見です。

というのも、イギリスではアドボケイトは最善の利益を図ってはいけないことがルールになっていまして、素人の方でもやれることを前提としていることが制度指針にあっていることに加えて、もともとこのアドボケイト、意見表明で意見表出の機会をこどもに与えようという話で進んでいるかもしれませんが、これはこどもの社会参画の権利ということで、参加の権利であるということを前提にいただかなければいけないと考えています。

ではどうしていけばよいかというと、本来であれば、援助方針会議にこどもがしっかりと自分の措置に関する意見を述べる機会を与えていただき、これはアドボケイトの本来のあるべき姿として諸外国で取り入れられている制度ですが、日本では残念ながらそれを前提とした制度ではないため、結果、こどもが意見を言える機会を与える制度のようになって、古川委員がおっしゃるように、こどもに意見を多く言う機会をいかに多く与えられるか、その頻度を上げていかなければいけないのではないかという意見が出てくるのも自然なことかと思います。

昨今、他の自治体では、援助方針会議にこどもをそのまま参加させる制度を行ってい

る自治体も出てきています。

そこは文京区でも、こどもを援助方針会議に入れることを少しご検討いただけないか  
と思い、意見を申し上げました。

先日、その自治体の方に聞いてみたところ、こども本人が参加するため、こどもには  
嘘をつけない、それで初めてこどもと真正面で向き合うことができているような感じが  
しますということをおっしゃっていました。

おそらく意見表明において重要な点は、大人がこどもとどう向き合うのかということ  
で、嘘偽りなく大人が子どもと向き合って話をしたといえるためには、援助方針会議に  
こどもが参加できるような仕組みを入れていくことも少し視野に入れながらご検討いた  
だければと思います。

**遠藤委員長：**ご意見どうもありがとうございました。

それではこれに関しては、オンラインでご参加の藤岡副委員長におまとめいただけれ  
ばと思いますが、いかがでございましょうか。よろしくお願いいたします。

**藤岡副委員長：**ありがとうございます。

遠藤委員長からまとめという宿題をいただきましたが、それを含め簡潔にお話をさせ  
ていただければと思いますが、委員の方々がおっしゃっていただいた意見、非常に示唆  
深い意見だったと思っています。

まず感じるのは、個別面接の数が挙がっているのですが、個別面接の数というよりは、  
意見表明等支援員の方々がどのような活動をしてきているのかを丹念にまとめていただ  
くことが良いのかと思ったところです。

なぜならば、これは委員の方々もおっしゃったところですが、意見表明ということを  
考えるときには、その前の意見形成という非常に重要なプロセスがあるかと思っていま  
す。

つまり意見というと、英語では「opinion」とイメージしてしまいましたが、「views」  
という英語を使うので、必ずしも言葉だけではない、こどもたちの表情や仕草に実は言  
葉にならない辛さやきつさ、あるいは意見が言えないもどかしさみたいなものが表現さ  
れていることがあるので、本日のご報告では、個別面談がない場合は、一時保護所の生  
活スペースで、啓発や遊びを通して、こどもとの関係構築を行うということが挙がって  
るので、とても素晴らしい対応だと思っています。

個別面接の数もちろん大事ですが、そのようなプロセスでどのような活動がなされ  
たのかということ、丹念に意見表明等支援員の方々から面談が終わった後、シェアも  
されているようですので、この辺りを挙げていただくと良いのかと思ったところです。

それから、先程皆様がおっしゃっていただいたように、こどもたちはこの人だったら  
話せる、この人であれば話せないということは、こどもたちにとって非常に極めて個別  
的な世界だと思うので、こちらがいくら話して欲しいと思っても、例えば非常に怖  
いお父さんに似ている意見表明等支援員の方々にはやはり話せないと思います。

しかし、意見表明等支援員の方々はそこまで分からないので、どうしてこの子は話し  
てくれないのだろうと思うことがあると思います。

その辺りを丁寧に、職員の方々と意見表明等支援員が突き合わせていくと、より良い  
意見表明の場になり、かつ意見形成の場になるということが、本日委員の方々がおっし  
やっていただいたところのとても大事な点ではないかと思っています。

今後、回数も増えていくということなので、やはり法的な枠組みの中で面談ができる

という、その枠組みは大事にしつつ、今後そこをどう展開するかは、文京区独自の展開になるかと思いました。

以上でございます。

**遠藤委員長：**ありがとうございました。

おそらく文京区に限らず、この件に関してはいろいろ課題が多いと思いますので、いただいた意見を区でもしっかりと受けとめて、今後検討していただけるものかと思うので、よろしくお願いいたします。

**古川委員：**1点だけすみません。

専門家の方々に前にして、今日は時間もないと思うので次回でよいと思いますが、この審議会というのは、公益のものを進める上での牽制的な位置付けで、我々委員の立場があると思うので、その趣旨は法律を前提に成り立っていると思います。

法律は、基本的に意見形成や教育的な話は想定していないと私は認識をしていて、児童相談所における意見表明等支援事業で意見形成を促すような活動は、主目的ではないと私は感じていました。

だからそこがそもそも趣旨違いというか、もともと法定してもできないこと、教育的な話だと思っていて、どちらかというところ区が法制度として、できる範囲の最低限のことを、この意見表明等支援事業でやろうというのが法律の趣旨だと理解していたのですが、専門家の方のご意見を聞くと、意見形成できるように仕向けるというような、この意見表明等支援事業を通じてできる話なのかということに少し疑義がありました。

私を感じた点です。以上です。

**遠藤委員長：**意見は頂戴したということでございます。

ただ、やはりこどものためということを考えた時に、我々大人が何をすべきかという視点が必要かと思うので、そういったところも含めて、今後課題を受けて検討を続けていただければと願うところでございます。

それではこの件は終わりました、続きまして事務局より「資料第6号」について、ご説明をお願いいたします。

**こども若者政策課長：**それでは「資料第6号」については、席上に置かせていただいた右上に差替用と書いてある資料をご覧くださいませでしょうか。こどもの権利に関する条例の施行と、こどもの権利擁護委員の設置についてご説明をさせていただきます。

まず、項番1のこどもの権利に関する条例の施行でございますが、本年4月1日に条例が施行されたところでございます。今後、こどもの権利とその擁護に関する理解促進及び普及啓発を一層推進してまいります。

別紙1が4月に施行された条例でございます。1枚目が前文となっております、こどもからの声ということで1ページ目から2ページ目に渡って文章がございます。本条例の前文は昨年1年間かけて中高生60人に集まっていたいて、年に7回ほどの会議で、こどもたちが自分たちの言葉で、自分たちで組み立てて作成した前文となっております。

全部は読みませんが、「自分たちの挑戦を応援して欲しい」、「意見を尊重して欲しい」、「見守って欲しい」といった言葉が入っており、大人が手を入れていない前文でございますので、後ほどお読みをいただければと思います。

2ページ目からが具体的な条例の中身となっております。

4 ページ目をご覧ください。こどもの権利について関わるものが第 4 条の中に全部で 16 項目入っております。それ以外にも 5 ページ目には、区の責務や保護者の役割、区民の皆様の役割、育ち学ぶ施設の役割、学校や保育所等の役割などを記載しております。

8 ページ目にこどもの権利擁護委員の設置についての記載もございますが、これは後ほどご説明をさせていただきます。

このような仕立ての条例となっております。1 枚目の差替用にお戻りいただきまして、条例が完成したことがゴールではなく、ここからがスタートでございますので、こどもの権利に関する啓発をこれから行ってまいります。

項番 2（1）のチラシ・ポスターということで、事前にお配りをした黄色の条例の啓発チラシを 4 月に作成をいたしました。これを関係機関や学校などに配って周知をしているところでございます。

まず、表面のイラストにはこどもの権利を侵害された事例の主だったものをイラストで見せて、こどもの権利を侵害されただけではなくて、こどもの権利に関することで、どうすればこどもがもっと幸せになれるのか、自分の意見を言えるのか、休むことも大切など、そういったことも記載しておりますので、本条例で広げていきたいと考えております。

裏面には先ほど言った、こどもの権利に関する 16 の項目や相談できる窓口なども掲載しております。

その他の啓発物の作成ということで、ここに記載している動画それから権利の推進に関する有名なすごろくやパンフレット、ノベルティなども今後作成予定でございます。この内容やデザインについても、我々区の職員や大人たちが作成するのではなく、こどもの権利に関する推進リーダーで、1 期生は条例を作成したのですが、今 2 期生の約 33 名と一緒に動画やノベルティの作成を検討しているところでございます。ノベルティは夏ぐらいに完成しますが、それ以外は年内までに作成をする予定でございます。

続いて項番 3、こどもの権利擁護に関する取り組みでございます。まず、概要でございますが、こどもの権利の侵害から救済を図るため、区長の附属機関として「こどもの権利擁護委員」を設置するなどの取り組みを行ってまいります。

（2）権利擁護委員でございますが、3 名の方に今後委嘱を考えております。こちら先ほど議論がございましたが、弁護士や心理士、社会福祉士などに委嘱を予定しておりますが、現在選定中でございます。職務内容につきましては、（2）のイに記載のとおりですが、こどもの権利に関する相談があった場合は、こどもやその保護者、学校の先生なども当然相談に応じることが出来ますけれども、必要な助言や支援、それから必要な調査、関係者には必要な要請などを行ってまいります。

⑤には、このような権利擁護の必要性について理解を広めていくことも権利擁護委員の皆様にはやっていただく予定でございます。ウの相談対応については週 3 日程度、窓口を開設して対応し、手法については、ウの②に記載のとおりでございます。

裏面をご覧ください。（3）の今後のスケジュールでございますが、今月中に 3 名選定中でございますが、委嘱をさせていただいて 3 か月ほど準備をして、10 月 1 日からこの制度をスタートする予定でございます。

説明は以上でございます。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございました。ご説明いただいた訳ですが、会場にいらっしゃる委員、そしてオンラインでご出席の委員の順番で、ご発言をお願いいたします。

**稲垣委員：**ご説明ありがとうございました。これはご回答いただかなくて結構で、今後に覚えておいていただけると大変ありがたいと思うところですが、この条例できてしまったものなのではないのですが、先ほどまでの議論からして違和感を覚えるのが、「支援を受ける」と書いてあります。

「援助を受ける」なら分かるのですが、支援は活用するものなので、そうすると受動的権利擁護のみで、能動的権利擁護になっていけないため、一番我々が考えていかなければならないことが、条例そのものの文言の中に課題として残っていますので、なるべく早い機会に変えていただけたらと思います。

これをやっていかないと、先ほどからの議論でも若干違和感があることは、権利は与えられるものではなくて、こどもたちが持っているもの、それを発揮することができるように我々は支えていきます。そういったところでやっと社会福祉が援助から支援に脱却したのに、動詞が「受ける」では論理矛盾が起きますので、改正の機会に直していただければと思います。

特に回答いただかなくて結構です。

**こども若者政策課長：**ご意見ありがとうございます。

近いうちに条例を改正する予定はございませんが、いただいた意見はもし改正をする際は、必ず改めたいと思うところと、我々もこどもの権利に関する啓発を日々行っておりますが、言葉の使い方については、委員からご指摘いただいたことを踏まえて、発言も行っていきたいと考えております。

**遠藤委員長：**他にいかがでございましょうか。

**菅原委員：**ご説明ありがとうございます。非常に丁寧に取り組んでいる様子が、お伺いできて良かったと思っているところですが、「資料第5号」と「資料第6号」の整理が少しつかなくてお伺いしたいです。

両方ともこどもという表記になっているのですけれども、文京区としては意見表明等支援事業の対象のこどもと、こどもの権利に関する条例の対象となるこどもは、どのように考えているのか教えていただければと思います。

**こども若者政策課長：**ご質問ありがとうございます。

「資料第5号」のこどもの意見表明等支援事業というのは、児童相談所内の一時保護所にいるこどもや、今後は里親にいるこどもなどといった社会的養護の中のこどもを対象としております。

「資料第6号」のこどもの権利は、すべてのこどもになっております。条例にもありますが、区民だけではなくて、例えば、区内にある私立に通っている他区のこどもも対象になりますので、そういった仕分けになっております。

**菅原委員：**分かりました。ありがとうございます。

それでしたら、整理できるかと思います。

**遠藤委員長：**他にいかがでございましょうか。

**佐賀委員：**菅原委員のお話を聞いて少し気になるところがあり、文京区のこどもが区外の

施設入った場合も、この権利条例で区内在住という扱いになるのかということと、区内の施設に他区から委託されたこどもも権利条例の適用の対象になるのかというところを教えていただければと思いました。

**こども若者政策課長：**ご質問ありがとうございます。

言葉の意味ですが、お配りした条例の3ページ、第2条にこどもの定義があり、区の区域内に在住、在学、在勤とあるのですが、ご質問いただいたことについては両方とも本条例の対象と考えております。

**遠藤委員長：**他にいかがでございましょうか。

**片倉委員：**本条例を拝見して思いましたのは、1ページ目の下から4行目、こどもたちが作成した、「大人の意見についてはこどもが理解して納得できるように理由をしっかりと説明して欲しい」と入っているのがすごく良いと思ったのですが、このことが大人の課題になります。

それは別に一時保護所の職員や児童福祉司だけではなく、社会にいる大人全般がこども時代に自分の意見を言ったとき、それに対して大人からの意見について十分に説明を受けたという経験が少ないためだと思います。

こどもたちへの説明のとき、大人の圧力がかかってしまわないようにしていくためにどうしたらよいのか、現場はすごく混乱すると思います。

こどもとどう話し合っていくのか、今まで出てきた事例の検討や具体的な対話方法等ソフト面も考えていかないと、法律や条例ができてても効果がでないと思います。

こどもの虐待防止法にしても、ようやく今いろいろなことが課題として出てきて、新たな対応の局面に向かっていこうとしているように、社会が知って学んでいくために、こどもの要求がここにはっきり出ていることは、とても良いことだと感じました。

意見ですけれども、ありがとうございます。

**遠藤委員長：**貴重なご意見どうもありがとうございます。

他にいかがでございましょうか。

**山崎委員：**教えて欲しいのですけれども、すごく良いチラシでもありますし、啓蒙活動していくということについては大賛成ですけれども、教育機関などには配付しているということですが、例えば私どもの建築士事務所協会やそういったところにチラシを配ることまたは、私が取りに行くということは可能でしょうか。

**こども若者政策課長：**ご提案ありがとうございます。

我々の配付できる範囲が、資料に記載の区の関係機関だけですが、様々な団体がございしますので、そのような配布のご協力をいただけるのであれば、是非こちらからチラシの必要部数をお渡しさせていただければと思います。

**遠藤委員長：**是非お願いいたします。他にいかがでございましょうか。

オンラインでご参加の先生方いかがでございましょうか。特にございませんでしょうか。

**上鹿渡委員：**1 ページの最後のところに、とても大事なことが書かれていると思いました。

「こども自らが考えて自分のことを決めていきたいので、こどもの声を聞いて欲しい」と、まさに先ほど佐賀委員がおっしゃったことはこのようなことだと思いますけれども、本当にこどもの権利というものを考えると、ここができているかどうかやはり大事なことになるのだと改めて思いました。

また、児童相談所で行っている「こども会議」や「こどもサミット」を通して、このようなことが実現できているのかもしれないと思いました。こどもの声を聴いて、それを取り上げて、みんなで決めようというものが「こどもサミット」かと思いました。

ここが自分の言葉だけではなくて、みんなの声も聴きながら、このような決め方を経験できるような機会、それは人生を決めるような大きなことではないけれども、初めて決めることで、何か言ったらそれが実現したという経験がとても大事なことではないかと思います。それがさらに広がっていく中で、人生を決めるようなところへの参画については、先ほど佐賀委員がおっしゃったとおりだと思います。

そこに行くためにも、その前に小さな日々のことを決められる体験ができることが大事で、おそらくいきなり参加しても何も言えないこどもたちかもしれないので、そこで、1つの軸をつくって考えていただけるととても良い取り組みで、しかも区の全てのこどもに対して大前提で言われていて、この後の挑戦ができるというところもとても良いことを言ってくれていると思います。これがあってさらに大変な状況であったこどもたちは児童相談所でこういうことを経験でき、また戻っていける循環ができるととても良いと思いました。

**こども若者政策課長：**ご意見ありがとうございます。

この前文をこどもたちが作成したということで、すごく良い言葉が書いてあるのですが、本条例をこどもは当然ですが、大人まですべてが読んでいただけることは、なかなか難しいと思いますので、この内容を周知していくのが区の取り組みとっております。

例えば、こどもの意見を聴いて何か動いたという1つの事例としては、「資料第6号」の1 ページ目の真ん中にある、去年はこの中高生リーダー60 人が集まって、条例の前文を中心に作成したことも1つの成功体験で、作成したのがゴールではなくてこれからがスタートになりますので、それを啓発する動画やノベルティなどをこどもたちの意見をしっかり聴いて、つくっていくという行為自体も成功体験だと思っています。

そういったことをこどもたちからも発信していただきたいですし、このこどもたちの声がしっかりと生かされて動いていくという成功体験を区のほうでしっかり周知していくことで、文京区の中だけでも変わっていくといいと思っております。

**古川委員：**尊厳というものは大人であろうがこどもであろうが、最初からそこにあるもので、こどもを守るなどそういう話ではないと思っていますので、もともとそこに尊厳はあって、ただ弱者であることは社会的な実質であると思います。

児童相談所の話というのは、イレギュラー事例であって、どちらかというところこどもの教育よりは、大人の教育だと思っています。本来あるものを正しくできない大人たちがいて、どちらかと言うと、これ規範として定めて特に罰則もない条例のため、周知先は、私は大人だと思っています。大人ができてないから、問題が発生しています。

ただ、できていない大人がよくない関わり方、あるべきではない関わり方をしているから、私たちには権利がないと勘違いしているこどもたちに通知するのは当然ですが、何もしなければ当たり前のようにこどもたちは尊厳があるので、方向性を大人に

向けたほうがより実効性があるのではないかと思います。

**遠藤委員：**その辺の活動もされているそうです。

**こども若者政策課長：**ありがとうございます。

先ほどの片倉委員からも同じようなお話があったと思いますが、私自身も大人向けに特に力を入れたいと思っています。この動画についても、こども向けと大人向けを作成しますので、そこでしっかり大人の皆様にも理解いただくように、中高生と一緒に作成していきたいと思っています。

**遠藤委員：**それでは時間もございますので、最後に「資料第7号」について事務局より資料の説明をお願いいたします。

**こども若者政策課長：**それでは「資料第7号」をご覧ください。（仮称）児童福祉施設等審査部会についてご説明をいたします。

これは前回の1月の親会でも少し話題になったところでございますが、まず項番1の背景でございますけれども、昨年10月に児童福祉法等の一部が改正されました。被措置児童等の対象施設が、これまで昨年の9月までは一時保護所や里親などの区内であると20弱ぐらいの数だったのが、10月に拡大をいたしまして、保育所や児童館なども含まれて、区内で400ぐらいに拡大をしたところでございます。

それを受けまして、現在では、そういった保育所などで虐待が起きたときには、虐待対応の検討について、こどもの権利擁護部会に報告をしているところでございます。

一方で、一時保護所や里親、児童養護施設などとは、保育所などは施設の性質や提供支援の形態も異なりますので、よりその対象施設に即した専門的な見地から、虐待などがあったときにご意見をいただく必要があると事務局は考えているところでございます。

そこで保育部会の所掌事項や名称、部会の構成を変更し、来年の4月から仮称でございしますが、対象施設が増えた部分については、児童福祉施設等審査部会で報告を受ける体制と見直しができればと考えております。

項番2は現在の保育部会の所掌事項でございします。先ほど遠藤委員長からもお話がありました、（1）の保育所や認定こども園の設置認可について諮問を受けて答申をすることや、（2）の乳児等通園支援事業の認可について諮問を受けて答申することが所掌事項でございました。

事務局の案といたしましては、（6）の拡大された施設や事業が書いてありますけれども、保育所や児童館、放課後等児童健全育成事業というのは学童ですが、そういった施設や事業については、この新たな名称を変えた部会でご意見をいただくことができないかというところでございます。

項番2の（1）から（5）はこれまでの所掌事項で、（6）から（8）を増やすご提案でございします。

項番3の部会の構成でございします。現在は、（1）から（3）の4名で構成をしておりますが、虐待の対応に関するご意見などもいただくのであれば、（4）の弁護士、

（5）児童福祉施設等施設長、例えば保育園長のOBといった方、それから（6）の小児科医の1名を加えることで合計7名の体制にできればと考えております。米印に記載がありますが、諮問又は報告する内容によっては出席する委員を調整、例えば任意にするなど、そのようなこともできるかと思っております。

開催予定回数については年４回で、スケジュールにつきましては、本日ご意見をいただきまして来年の１月２６日に２回目の親会がございますので、そこで要綱の改正や所掌事項の変更、名称の変更を正式に諮らせていただいて、来年の４月からこのような内容で適用をさせていただければと考えております。

説明は以上でございます。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございました。

ご報告いただきました「資料第７号」につきまして、ご質問やご意見などございましたら、会場にいらっしゃる委員、オンラインでご出席の委員の順番でご発言をお願いいたします。いかがでございましょうか。

**佐賀委員：**前回も少しお話ししましたが、保育所や児童館の利用者の保護者が、今回この事例では当事者になるということで、やはり被措置児童等虐待の場合は部会内が非公開ということで、検討した内容は保護者の方に伝えられないという形になろうかと思えます。

それと同じスキームで果たして保護者が納得いただけるのかについては、別途検討したほうがいいのかという意味で、児童虐待死亡事例等検証部会で検証できるような仕組みもあったほうがいいのかとお話させていただきました。

今回、重大事例の検証のいわゆる内部実施基準が出てきて、本当に重篤な性被害を受けたような子ども等の事例については、最悪この児童虐待死亡事例等の検証のスキームの基準に当たりうるのか、重大事態といえるかどうかというところを、ご検討いただいたかどうかお聞かせいただければと思います。

**こども若者政策課長：**前回も佐賀委員から同様のご質問をいただいて、結論から申し上げるとまだ結果は出ていない状況でございます。他区の事例なども踏まえて、我々どうしても後発組なものでございますから、性被害はこれから日本版ＤＢＳも年内からスタートいたしますが、そちらの動きも含めて検討したいと思っています。

例えば、そのようなことがあってはいけませんが、もしあった場合には、児童福祉審議会の要綱の中には、臨時の部会を立ち上げることもできると規定しておりますので、委員長や副委員長、各部会長、委員の皆様と相談の上、適宜ベストな対応を図っていきたいと考えております。

**遠藤委員：**どうもありがとうございました。他にいかがでございましょうか。

**稲垣委員：**役割分担をしていただいたことは、ありがたい公平分担だと思います。もう一方で、従来の被措置児童等虐待と、これらの児童福祉施設の違いは措置なのか、それとも選択的利用契約制度もしくは契約制度なのかというところの違いはありますが、子どもたちの権利を守り、そこにどのようなリスクが発生しやすいのかどうかということは共通事案かと思えます。

両部会でそうした勉強会を双方の判断に齟齬が出ないように、今日のこどもの意見表明の理解や意見形成の理解もこれだけ議論が出てくるところなので、おそらく委員同士の間でも暗黙知や形式途上知がずれる恐れもあるので、文京区としての判断にそこに齟齬が出てこないように、両部会で定期的に交流や検討の機会を用意いただければと思います。

**こども若者政策課長：**勉強会という新しいご提案でございますので、委員長や副委員長、各部会長と相談の上、検討させていただければと思います。  
ありがとうございます。

**遠藤委員長：**他にいかがでございましょうか。全体を通して、これはということがもしあればということですが、特にないようでしたら、本日の議題として予定しているものはすべて終了いたしました。何か言い残したことがあれば、お伺いしたいところではございますが、いかがでございましょうか。皆さんよろしいでしょうか。  
それでは最後に事務局から連絡事項お願いいたします。

**こども若者政策課長：**皆様、熱心なご議論ありがとうございました。次回の児童福祉審議会の親会につきましては、令和9年1月26日火曜日の18時半からを予定しております。  
また、本日の報酬につきましては、8月10日までにご指定の口座に着金できるよう支払いをいたします。  
また、本日の議事録につきましては、内容のご確認をいただくため、各委員には後日送付をさせていただきますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。  
事務局からは以上です。

**遠藤委員長：**どうもありがとうございました。他になければ、本日の審議会はこれで終了いたします。  
ありがとうございました。

以上